

下請セーフティネット債務保証事業について

元請建設企業の工事請負代金債権(未完成工事を含む)を担保として、事業協同組合や一定の民間業者が元請建設企業に融資する制度。

1. 目的
中小・中堅建設企業の資金繰り改善・連鎖倒産の防止
2. 制度の仕組
 - 元請建設企業が、工事請負代金債権(未完成工事を含む)を事業協同組合や一定の民間事業者に譲渡担保として提供し資金調達。
※国、県、日置市発注工事について利用できます。
 - 債権譲渡の承諾ができるのは、当該工事の出来高が2分の1以上に達したと認められる日以降。
 - 事業協同組合又は一定の民間事業者が、前払金等を引いた残りの工事請負金額について、出来高に応じて融資。
※融資額=(工事請負金額×出来高-前払金等)×担保掛目
 - 事業協同組合又は一定の民間事業者は、金融機関より融資を受けた資金を転貸融資。その際、(財)建設業振興基金が債務保証を行う。
3. 主なメリット
元請建設企業は低い利率で融資を受けることができ、下請代金支払いの適正化が図られる。

【基本的なフロー図】

